

## 予防接種に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書に対するパブリックコメントの実施について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）による社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、特定個人情報ファイルを保有する事務について、特定個人情報保護評価が義務付けられた。

また、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するため、令和2年12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律」が制定され、新型コロナウイルスワクチン接種が予防接種法第6条に基づく臨時接種に位置付けられた。

インフルエンザワクチンなど従来の予防接種においてはマイナンバーを利用するため、既に特定個人情報保護評価が行われてきたところである。しかし、新型コロナウイルスワクチン接種事務においては、国の新システムであるワクチン接種記録システム（VRS）を利用し、接種記録の管理等を行うことから、新たな特定個人情報等の取扱いとなるため、特定個人情報保護評価を実施する必要がある。

新型コロナウイルスワクチン接種では、被接種者数が30万人を超えるため、全項目評価書（案）を公表し、市民の意見を求めるためパブリックコメントを実施するもの。

### 1 特定個人情報保護評価

国や地方公共団体が、特定個人情報（マイナンバー等）を取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

### 2 評価の目的

- (1) 個人のプライバシー等の権利侵害の未然防止
- (2) 国民・住民の信頼の確保

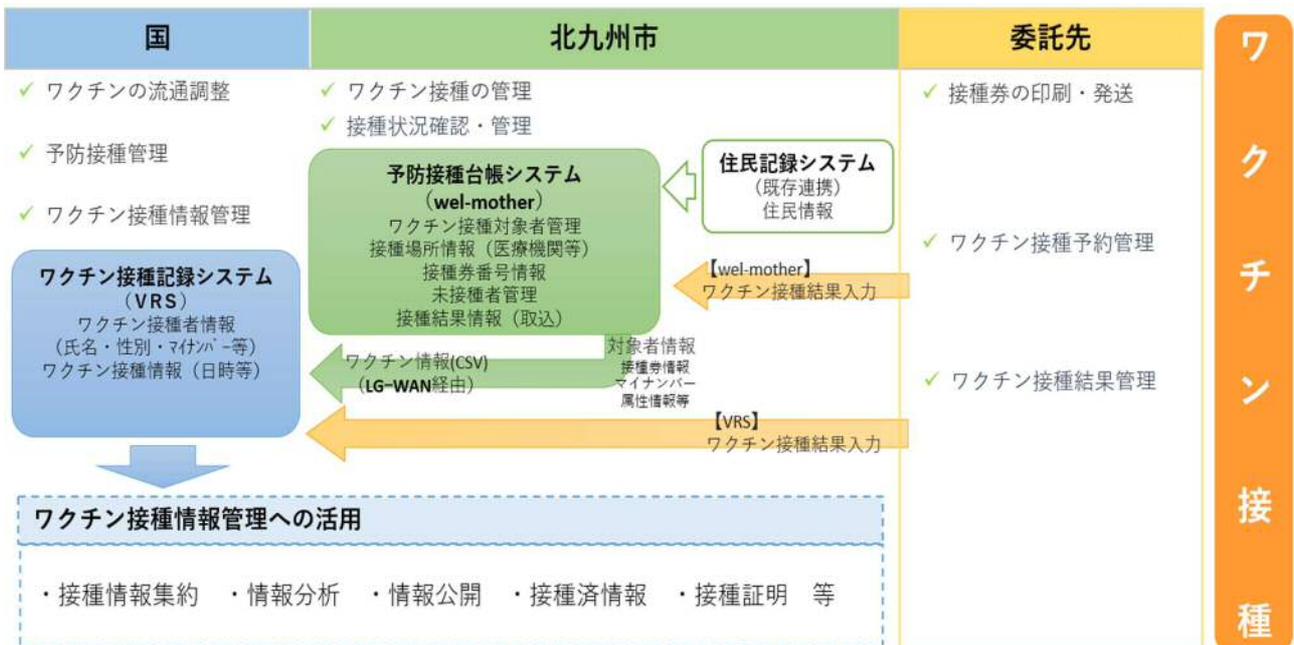
### 3 特定個人情報保護評価書の主な内容

- (1) 既存の予防接種台帳システム（wel-mother）から国のワクチン接種記録システム（VRS）へワクチン接種対象者のマイナンバーを含む情報の登録
- (2) VRSで接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供

(3) 特定個人情報ファイルの取り扱い時のリスク対策は以下のとおり

- 北九州市への転入者の個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらにマイナンバー法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止
- 転出者について、転出先市区町村がVRSを通じて特定個人情報を入手する際は転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が必要となる。
- VRSのデータベースは、市区町村ごとに区分され、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセスを国により制限
- VRSでの個人情報利用は、情報漏えい防止のため、暗号化された通信回線を使用し、接種会場からはマイナンバーへアクセスできないように国により制御
- VRSへの情報入力を行う委託先の特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保
  - ・委託契約時の確認（情報を管理するための組織体制、方法等）
  - ・代表者及び従事者からの情報資産の適正な取扱いに関する誓約書の提出

#### 4 個人情報の流れ



#### 5 特定個人情報保護評価実施スケジュール

- (1) 令和3年10月18日～11月17日 住民等の意見聴取（パブリックコメント）
  - ※ 市政だより、市ホームページ掲載
- (2) 令和3年11月下旬 北九州市個人情報保護審査会へ諮問
- (3) 令和3年12月上旬 北九州市個人情報保護審査会の開催
- (4) 令和4年1月上旬 (国) 個人情報保護委員会への提出、評価書の公表